

# 山梨県スマート林業推進トライアル事業費補助金交付要綱

制定 令和4年3月30日 林振第1925号

## (趣旨)

第1条 知事は、林業の生産性や安全性の向上を図るため、意欲と能力のある林業経営体等が実施するICTを活用した高性能林業機械等のトライアル利用に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助金の交付の対象となる経費及びその補助率等)

第2条 この要綱で補助金交付の対象とする事業の内容、補助対象経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

## (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

## (補助金の交付の決定)

第4条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者へ通知するものとする。

## (補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める重要な変更）及び補助事業を中止又は廃止をしようとする場合には、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業が予定期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。

#### (状況報告)

第6条 補助事業者は、事業に着手したときは、速やかに着手報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付決定のあった年度の12月31日現在において、遂行状況報告書（様式第5号）を作成し、当該年度の1月10日までに知事に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する時期のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

#### (実績報告)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定した年度の3月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項のただし書の規定により補助金交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項のただし書の規定により補助金交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第7号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を補助事業者に納付させることができる。

#### (補助金の額の確定)

第8条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績の報告を受けた場合においては、報告書の書類の審査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額の確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

#### (補助金の交付方法)

第9条 知事は、補助金を前条による額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、必要があると認める場合には補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

#### (書類の保存)

第10条 補助事業者は、事業に係る帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の廃止

の指示を受けた場合には、その指示を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第11条 補助事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

## 別表

## 補助対象経費

事業実施主体	経費	補助率	重要な変更
意欲と能力のある林業経営体（意欲と能力のある林業経営体が主たる構成員である中小企業等協同組合※を含む）	別に定める林業の生産性や安全性の向上等に向けた取り組みを実施するにあたり必要となる機械のレンタル料（基本管理料、補償料、納入指導料、機械に付随する消耗品費、回送料等を含む）	1 / 2 以内	1 補助事業者の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 補助事業費の増額又は3割を超える減額

※ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合等。

様式第1号（第3条第1項関係）

第 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

所在地  
団体名  
氏 名 印

山梨県スマート林業推進トライアル事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、山梨県スマート林業推進トライアル事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(2) 経費の配分

経費の区分	経費の内訳		計	備考
	県補助金	その他		
	円	円		
計				

(注) 備考欄には、機械の機種を記入すること。

3. 事業完了予定年月日

年 月 日

#### 4 収支予算

##### (1) 収入

経費の区分	予算額		計	備考
	県補助金	その他		
	円	円		
計				

##### (2) 支出

経費の区分	予算額	算出基礎
	円	
計		

#### 5 添付書類

- (1) 補助金交付申請書には、別に定める事業実施計画書を添付すること。
- (2) その他知事が必要と認める書類を添付すること。

（申請者） 殿

山梨県知事

山梨県スマート林業推進トライアル事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨県スマート林業推進トライアル事業費補助金については、同事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同交付要綱第4条第2項の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった山梨県スマート林業推進トライアル事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - （1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更についてはこの限りではない。
  - （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - （3）補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
  - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
  - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
  - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定した年度の3月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号（第5条第1号関係）

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地  
団体名  
氏 名 印

山梨県スマート林業推進トライアル事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県スマート林業推進トライアル事業費について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、同事業費補助金交付要綱第5条第1号の規定により申請します。

変更（中止・廃止）の理由

（以下様式第1号に準じて作成する。）

- 1 補助金交付申請額
- 2 事業の内容及び経費の配分
- 3 事業完了予定年月日
- 4 収支予算
- 5 添付書類

（注） 補助金等の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できる表を作成し添付すること。

様式第4号（第6条第1項関係）

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地  
団体名  
氏 名 印

山梨県スマート林業推進トライアル事業着手報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県スマート林業推進トライアル事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事 業 の 内 容	
導 入 す る 機 械	
事 業 費	
事 業 費 内 訳	
受 注 者	住所 氏名
事 業 期 間	契 約 年 月 日 着 手 年 月 日 完 了 ( 予 定 ) 年 月 日
備 考	

※契約書の写し、工程表など、関係書類を添付すること。

様式第5号（第6条第2項関係）

番 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

所在地  
団体名  
氏 名 印

山梨県スマート林業推進トライアル事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金等の交付決定のあった事業について、山梨県スマート林業推進トライアル事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、12月31日現在の事業遂行状況を次のとおり報告します。

事業の内容	計画		出来高	遂行状況			支出 済額	概算 払い 受領 済額	備考
	事業 費	交付 決定 額	事業 費	進捗 率	事業着 手	事業完 了予定			
	円	円	円	%	年月日	年月日	円	円	
計									

※工程表を添付すること。

様式第6号（第7条第1項関係）

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地  
団体名  
氏 名 印

山梨県スマート林業推進トライアル事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県スマート林業推進トライアル事業費補助金について、同事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(2) 経費の配分

経費の区分	経費の内訳		計	備考
	県補助金	その他		
	円	円		
計				

(注) 備考欄には、機械の機種を記入すること。

3 事業完了年月日

年 月 日

#### 4 収支精算

##### (1) 収入

経費の区分	精算額		計	備考
	県補助金	その他		
	円	円		
計				

##### (2) 支出

経費の区分	精算額	算出基礎
	円	
計		

#### 5 添付書類

- (1) 領収書又は請求書の写し、状況写真を添付すること。
- (2) 支払いの方法（金融機関名・預金種別・口座名義人・口座番号）を記載した書面を添付すること。
- (3) その他知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第7号（第7条第3項関係）

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地  
団体名  
氏 名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた山梨県スマート林業推進トライアル事業費補助金について、同事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |                                      |   |   |
|--------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の額                              | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額              | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額      | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                      | 金 | 円 |
| 5 添付書類                               |   |   |
| （1）消費税及び地方消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの） |   |   |
| （2）その他参考となる書類                        |   |   |

様式第8号（第8条関係）

番 号  
年 月 日

（申請者）殿

山梨県知事

山梨県スマート林業推進トライアル事業費補助金交付額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった山梨県スマート林業推進トライアル事業費補助金については、同事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり確定する。

記

交付確定額 金 円

様式第9号（第9条第2項関係）

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地  
団体名  
氏 名 印

概 算 払 請 求 書

年 月 日 付 第 号 で 交 付 決 定 の あ っ た 山 梨 県 ス マ ー ト 林 業 推 進 ト ラ イ ア ル 事 業 費 補 助 金 に つ い て 、 同 事 業 費 補 助 金 交 付 要 綱 第 9 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 概 算 払 の 請 求 を し ま す 。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算 請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替 振替先金融機関名 :  
支店名 :  
預金種別 : 当座 ・ 普通  
預金口座番号 :  
預金口座名義 (カタカナ) :